

会場ベストサーチ 施設運営者 利用規約

本規約は、株式会社アイデアログ（以下「当社」といいます）が提供する「情報掲載サービス及び送客サービス」（以下「本サービス」といいます）について、当社と本サービスを利用する者（以下「施設運営者」といいます）との間の契約関係を定めるものです。施設運営者が本サービスを利用した場合、あらかじめ本規約に同意したものとみなされます。

なお、当社が本サービスのサイト等で随時掲載する本サービスに関するルール、諸規定や個別の通知等は本規約の一部を構成するものとし、これらが矛盾抵触する場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

第1条：本サービスの定義

1. 「施設運営者」とは本サービスを利用する施設の運営者を指すものとします。
2. 「会員」とは本サービスを通じて、施設を検索・利用する個人、団体、法人を指すものとします。
3. 本サービスとは当社が提供する以下のサービスをいいます。
 - (1) 情報掲載サービス：当社が運営するウェブサイト「会場ベストサーチ」（以下「本システム」）を通じて提供する施設情報の掲載サービス
 - (2) 送客サービス：本システムの利用、またはその他の付随する方法により施設運営者に会員を送客するサービス

第2条：本サービスの申込み

1. 施設運営者は本規約の内容に同意の上、当社所定の申込書（申込書に準じる書面・電子メールを含みます）に必要事項を記載し、当社に本サービスの申込みを行うものとします。
2. 施設運営者は本サービスの申込みにあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。なお、申込後に提供した情報に変更があった場合は、遅滞なく当社所定の手続きにより、変更を行うものとします。
3. 当社は、施設運営者が以下の事項に該当する、あるいは該当する恐れがある場合、本サービスの申込みを拒絶できるものとします。なお、当社は拒絶の事由に関し一切の説明義務及び損害賠償義務を負わないものとします。
 - (1) 申告した内容の全部または一部につき虚偽、誤記、記載漏れがあったとき
 - (2) 本規約に違反する恐れがあると当社が判断したとき
 - (3) 過去に申込者の責に帰すべき事由により当社から解約されたことがあるとき
 - (4) 当社の業務の遂行上または技術上支障があるとき
 - (5) 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかったとき
 - (6) 申込みを行った者に、施設運営者内で必要な契約締結権限が付与されていないとき
 - (7) 本サービスと同一または類似のサービスを営んでいると当社が判断したとき
 - (8) その他、当社が不相当と判断したとき

第3条：ログインID及びパスワードの管理・当社からの通知

- 1 当社は、施設運営者の本サービス申込みを承諾した場合、本システムの管理者向けページを利用できるログインID及びパスワード（以下「ログイン情報」といいます）を当該施設運営者に付与するものとします。
- 2 施設運営者は、当社から付与されたログイン情報の管理責任を負うものとし、第三者に譲渡・貸与または開示してはならないものとします。
- 3 施設運営者は、ログイン情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害について、自ら責任を負い、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 施設運営者は、ログイン情報の盗難があった場合、またはログイン情報が意に反して第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を通知し、当社の指示に従うものとします。

- 5 ログイン情報が不正に利用された場合であっても、前項の通知がない限り、当社は当該利用が施設運営者による適正な利用とみなし、当該利用により発生した一切の損害等につき、何らの責任も負わないものとします。ただし、当該利用について当社に責に帰すべき事由が存在する場合は、この限りではありません。
- 6 当社が施設運営者に対して行う、本サービスについての一切の通知は、原則として、本システムの管理者向けページまたは施設運営者が登録したメールアドレス宛での電子メール、その他当社が適切と判断する方法により行います。
- 7 本システムの管理者向けページ、または施設運営者が登録したメールアドレス宛での電子メールによる通知の効力は、当社が当該通知を発信した時点をもって発生するものとし、それ以外の通知方法を用いる場合、その通知の効力は、当該通知が各施設運営者に到達するために合理的に必要な期間が経過した時点で発生するものとします。
- 8 前項に定める通知の効力は、各施設運営者が現実に通達を受領または認識したかどうかを問わず、発生するものとします。

第4条：契約の成立

施設運営者からの本サービスの申込みを当社が承諾した時点で、当社と施設運営者の契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。

第5条：サービス料金・支払方法

1. 本契約成立時点以降に、施設運営者（施設運営者のグループ会社・提携先等を含む）と会員との間で契約が成立した場合、第2条第1項の申込書で事前に定めた手数料をサービス料金として当社に支払うものとします。
2. サービス料金の支払いは、会員が施設を利用した月の末日締めとし、施設運営者は、第2条第1項の申込書で事前に定めた期限までに当社が指定する銀行口座に振込送金して支払うものとします。（振込手数料は施設運営者の負担とします）。
3. 前2項にかかわらず、当社が別途定める定額の掲載プランや定額のオプションサービス等に、施設運営者が申込みをしている場合は、施設運営者は、申込書記載の固定金額を毎月末日に前項の方法に従いサービス料金として支払うものとします。
4. 施設運営者は、本システムの管理画面にて会員に請求した料金に関する情報を登録する義務を負うものとし、当社から成約可否または成約金額に関する詳細な説明を求められたときは、誠意をもって当社にその説明を行なうものとします。なお、会員に請求した料金に関する情報について、過失によるものではなく、故意に虚偽の登録をした場合は第16条に定める違約金の支払い及び損害賠償に応じるものとします。
5. 本サービスを利用した送客について、会員と施設との間で契約が成立した場合、その契約は全てサービス料金の発生対象とするものとします。ただし、同一案件において他媒体を介した送客があり、他媒体からの送客が本サービスの送客より早いことを証明できる書類・データを当社に提出し、当社がそれを証明できる書類・データであると認めた場合、サービス料金は発生しないものとします（証明できる書類・データの提出がない場合、または証明に至らないと当社が判断した場合は、サービス料金の発生対象となります）。
6. 施設運営者が本サービスを介して取得した会員情報を利用し、親会社・子会社等の関係会社ないし施設運営者のお取引先等の第三者（施設運営者との資本関係や取引関係等の有無を問いません）が運営する施設との契約に至った場合、施設運営者が当該会員と契約に至ったとみなし、サービス料金の支払いをはじめとした、本規約上の一切の義務を負うものとします。なお、この定めは、当社が施設運営者に対し、本サービスを介して取得した会員情報を施設運営者の関係会社等に提供することを承認する意味のものではありません。

第6条：掲載情報に関する禁止事項

1. 施設運営者は、自らの責任において本システム上に情報を掲載するものとします。ただし、施設運営者は、以下の各号に該当する情報を掲載してはならないものとします。
 - (1) 法令、条例または公序良俗に違反する恐れがある情報

- (2) 犯罪的行為に結びつく蓋然性が高い情報
 - (3) 基本的人権を侵害する恐れがある情報
 - (4) わいせつ図画、文書の頒布等にあたる情報
 - (5) 個人情報（本サービスの利用に必要であり、かつ本人の同意がある場合を除きます）
 - (6) 本システムを介さずに行う直接取引やそれを勧誘するおそれのある情報
 - (7) 事実誤認を誘発する、または虚偽である情報
 - (8) 他の施設運営者または第三者の著作権その他知的財産権を侵害する情報
 - (9) 他の施設運営者または第三者の財産権、肖像権、またはプライバシー権を侵害する情報
 - (10) 他の施設運営者または第三者に不利益を与える情報
 - (11) 他の施設運営者または第三者を誹謗中傷する内容である情報
 - (12) 本サービス運営を妨げまたは当社の信用を毀損する情報
 - (13) その他、当社が合理的な根拠に基づき不相当と判断する情報
2. 当社は、施設運営者の掲載情報が前項各号のいずれかに該当した場合、または該当する恐れがあると判断した場合には、施設運営者に事前に通知することなく、掲載を停止・修正することができるものとします。なお、本項の本サービスの停止・修正により施設運営者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
 3. 施設運営者の情報が第1項各号に該当することを理由として、当社が第三者から権利侵害の主張をされた場合には、施設運営者の費用と責任においてこれを解決するものとします。また、万一、当社が独自にかかる紛争に対応した場合には、施設運営者は、当社が自己を防衛するため等の法的活動に要する一切の費用（弁護士費用を含みます）を負担するものとします。

第7条：不保証

1. 当社は、本サービスの品質及び機能に関して、技術上または商業上の完全性、正確性及び有用性等につき、一切の保証を行うものではありません。また、当社は、施設運営者が本サービスを利用することによる成果については、一切の責を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの利用に関連して施設運営者と第三者との間にトラブルが発生した場合であっても、当社の故意または重過失がある場合を除き、当該トラブルに関して何ら関知せず、責を負わないものとします。

第8条：機密保持

1. 当社は施設運営者が機密情報である旨を明示して開示した情報（以下「機密情報」といいます）を、機密として保持し、開示された目的以外には利用せず、また、第三者（当社の役員、外部アドバイザー等を除きます）に開示・漏えいせず、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。ただし、以下にあげる情報（個人情報を除きます）はこの限りではありません。
 - (1) 開示の時点で、既に当社が保有していた情報
 - (2) 開示の時点ですでに公知となっている情報
 - (3) 開示後当社の責によらずに公知となった情報
 - (4) 機密情報によらず当社が独自に開発した情報
 - (5) 第三者から適法に開示された情報
2. 前項にかかわらず、当社は、法律、裁判所または政府機関の命令、要求または要請に基づき、機密情報を開示することができるものとします。

第9条：本システムを通じて施設運営者が取得する個人情報の取扱い

1. 施設運営者は、本システムを通じて取得された個人情報を、当社の事前の書面による承諾なく施設運営者以外の第三者に提供してはならず、また、会員へ施設を手配する目的以外で使用しないものとします。

2. 施設運営者が前項に違反したことを理由として、当社が第三者から権利侵害の主張をされた場合には、施設運営者の費用と責任においてこれを解決するものとします。また、万一、当社が独自にかかる紛争に対応した場合には、施設運営者は、当社が自己を防衛するため等の法的活動に要する一切の費用(弁護士費用を含みます)をすべて負担するものとします。

第10条：本サービスの停止等

次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は施設運営者への事前通知なしに、自らの判断により、本サービスの全部または一部を停止・中止もしくは運営方法の変更をすることができるものとします。施設運営者は、停止・中止もしくは運営方法の変更がなされることに関してあらかじめ承諾し、これにより生じた損害について、当社に対し損害賠償請求等を行うことはできません。

- (1) 本システムの保守点検を定期または緊急に行う場合
- (2) 火災、停電、コンピューター・ウィルス、通信障害などにより本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、落雷、風水害等の天災地変や感染症の蔓延などにより本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 当社が設置または管理する設備の異常、故障、障害その他本サービスを施設運営者に提供できない事由が生じた場合
- (5) 当社の責によらない事由により本サービスの提供ができなくなった場合
- (6) 施設運営者の掲載情報に対し、会員または第三者から苦情を申し立てられた場合、またはその恐れがある場合
- (7) その他、当社が一時的な中断・停止を必要と判断した場合、またはやむを得ない事由がある場合

第11条：有効期間

本契約の有効期間は、当社が施設運営者の本サービスに対する申込みを承諾した日から1年間とします。ただし、契約期間中であっても当社または施設運営者のいずれかが、契約解除の申入れをした場合は、協議の上、契約解除日を決定するものとします。なお、契約解除の申入れをしないかぎり、本契約はさらに1年間同一条件で自動更新するものとし、以後も同様とします。

第12条：契約の解除

施設運営者が次の各号の一つでも該当する場合、当社は何ら催告なく本契約の全部または一部を解除できるものとします。

- (1) 本規約の各条項のいずれかに違反した場合
- (2) 当社に虚偽の報告をした場合
- (3) 手形または小切手の不渡りが発生した場合
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行、滞納処分または滞納処分の申し立てを受けた場合
- (5) 破産、民事再生手続開始、特別清算手続開始、会社更生手続開始の申し立てを受け、または自ら申し立てた場合、若しくは事実上倒産した場合、またはその蓋然性が高いと当社が判断した場合
- (6) 本サービスの利用にあたって正当な理由なく当社の指示に従わない場合
- (7) 前3号の他、施設運営者の信用状態に重大な変化が生じた場合
- (8) 解散または営業停止その他当社において施設運営者が運営する施設の営業実態の確認ができないと判断した場合
- (9) 営業方法等について行政当局による注意または勧告、もしくは行政処分を受けた場合
- (10) 掲載情報と実態が異なり、または営業方法が公序良俗に反することによって第三者か

- ら苦情を申し立てられた場合、またはその恐れがある場合
- (11) 集团的または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れのある団体に属している場合、または、これらの者と取引があることが判明した場合
 - (12) 本サービスと同一または類似のサービスを営んでいると当社が判断したとき
 - (13) その他、本サービスを継続しがたい事由が発生したと当社が判断した場合

第 13 条：本契約終了の効果

有効期間満了・解約・解除その他理由の如何を問わず、本契約が終了した時点において施設運営者と会員との間で契約（申込）が取り交わされている場合、または施設運営者と会員との間でやりとりが行われており、その後に契約に至った場合、その限りにおいて、なお本規約は有効に存続し（サービス料金の支払義務に関する規定を含みますがこれに限られません）、適用されるものとします。

第 14 条：その他禁止事項

1. 施設運営者は、本サービスを利用することにより知り得た一切の情報をもとに、当社と同一または類似の業務を行ってはならないものとします。また、有償無償を問わず、当該情報を第三者に提供してはいけません。
2. 施設運営者は、本契約に基づく契約上の地位、及びこれに関して生じた当社に対する債権その他いかなる権利も、当社の事前の書面による同意なしに第三者に移転または譲渡してはいけません。
3. 施設運営者は、本サービス経由で紹介された会員に対して、施設運営者の一般顧客に比べ不利な扱いをする等、当社の信頼を損なう行為をしてはいけません。

第 15 条：暴力団等排除条項

1. 当社及び施設運営者は、本サービスの申込み時に、自己及びその役員、使用人が、暴力団等（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力）でないことを誓約するものとします。
2. 当社及び施設運営者は、次の各号の一つでも該当する場合、相手方に対する何らの催告なしに直ちに本サービスを停止することができるものとします。
 - (1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、風説の流布、強迫的言辭、業務妨害行為などの行為をした場合
 - (2) 自らまたはその役員ないし使用人が、暴力団等であることが判明した場合
 - (3) 相手方から求められた暴力団等でないことの確認に関する調査等に協力せず、資料等を提出しない場合
3. 当社及び施設運営者が前項により本サービスを停止した場合のほか、相手方またはその役員ないし使用人が暴力団等であることを理由として取引を終了した場合、相手方は一切の損害賠償を請求することはできません。

第 16 条：違約金及び損害賠償額等

1. 施設運営者が本規約に違反し、不正もしくは違法な行為を行ったことにより当社に損害が生じた場合、施設運営者はその一切の損害（弁護士費用を含みます）を当社に賠償する責を負います。
2. 施設運営者が本システムを介して会員と契約成立したにもかかわらず、過失によるものでなく故意に、第 5 条第 4 項に定める情報登録の際に、虚偽の情報を回答した場合、または本サービスの会員と本システムを介さずに直接契約した場合（以下「隠ぺい行為」と総称します）、施設運営者は、前項に定める損害賠償金とは別に、違約金として当該隠ぺい行為がなければ支払われていたと推定される金額または 30 万円のうちいずれか大きいほうの金額を当社に支払うものとします。
3. 施設運営者の過失により、誤って成約登録を行い、且つ、当社が当該成約した会員に対して「成約特典（キャッシュバック・プレゼント等）」を送付した場合は、理由を問わず、施設運

- 営者は当社に対して当該「成約特典」相当額を当社に支払うものとします。
4. 当社は、本サービスに関連して施設運営者が被った損害について、一切賠償の責を負わないものとします。

第 17 条：協議事項

施設運営者及び当社は、本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈について疑義が発生した場合には、お互いに誠意をもって協議し、解決するものとします。

第 18 条：分離可能性

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令または裁判所もしくは行政機関の判断等により無効または執行不能とされた場合であっても、本規約の残りの規定並びに一部が無効もしくは執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及び施設運営者は、当該無効または執行不能の条項または部分以外の規定を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効または執行不能な条項または部分の趣旨と法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 19 条：準拠法

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 20 条：合意管轄

本規約に関して、裁判上の争いが生じたときは、東京地方裁判所、または東京簡易裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条 規約の変更

1. 当社は、本規約を随時変更することができ、当社が任意に定めた効力発生日から変更後の規約（以下「新規約」といいます）が、施設運営者と当社との間に適用されます。
2. 前項の場合、当社は、効力発生日の 1 週間前までに、施設運営者に対して、電子メールまたは管理者向けサイト上、またはその両方で新規約の内容及び効力発生日の告知をするものとし、この告知をもって施設運営者に対する周知がなされたものとします。また、本規約に基づいて現に発生している権利義務は新規約による影響を受けないものとします。

平成 25 年 8 月 13 日制定
平成 26 年 2 月 21 日改定
平成 26 年 9 月 16 日改定
平成 27 年 9 月 8 日改定
平成 27 年 10 月 16 日改定
平成 28 年 2 月 3 日改定
平成 29 年 2 月 9 日改定
平成 29 年 10 月 2 日改定
平成 30 年 5 月 15 日改定
平成 31 年 3 月 25 日改定
令和元年 11 月 15 日改定
令和 2 年 8 月 25 日改定
令和 6 年 4 月 17 日改定
令和 6 年 7 月 31 日改定
令和 6 年 11 月 30 日改定